

【参考資料】

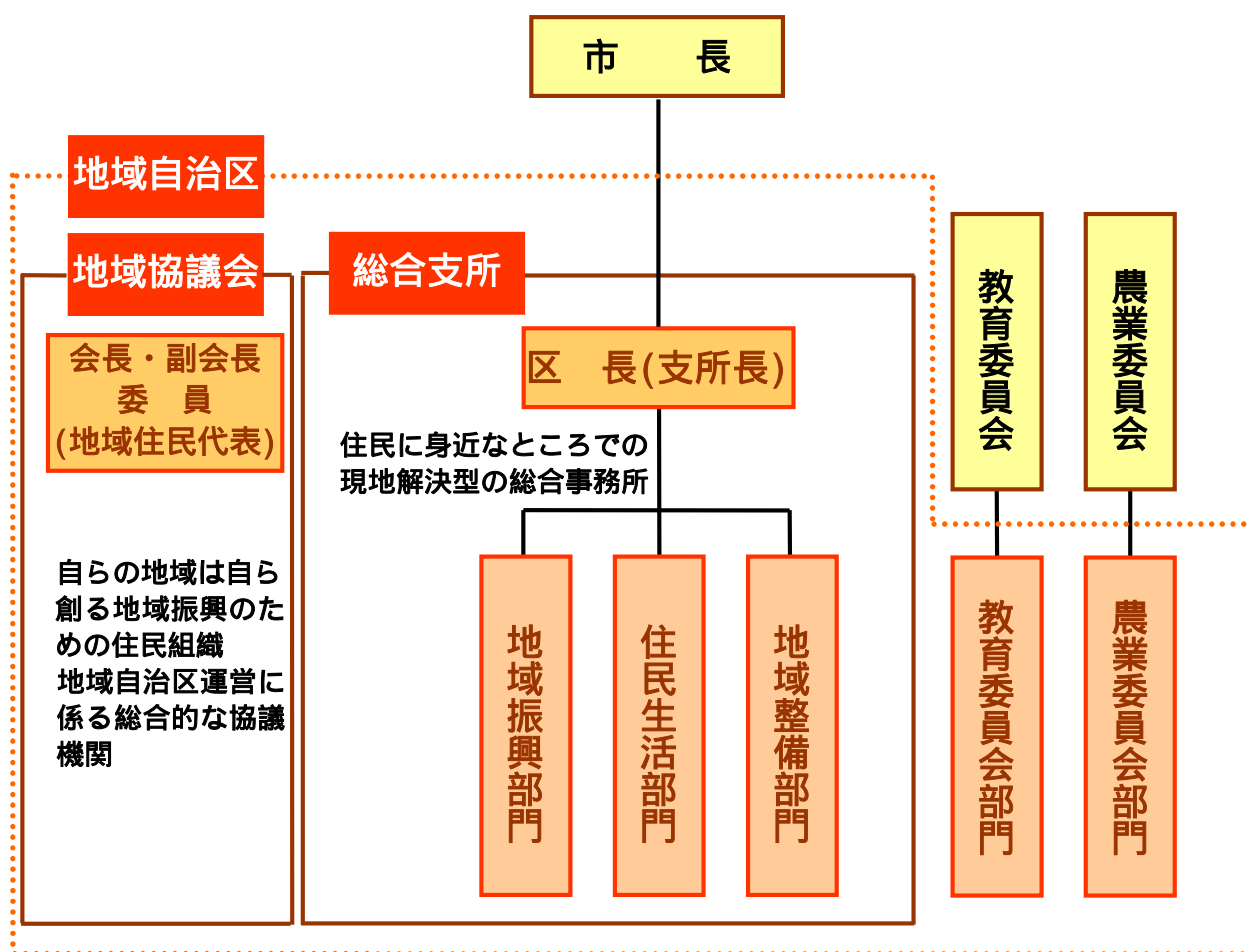
野尻町域の総合支所の機能について

総合支所の組織と機能

合併後、野尻町の区域における行政事務を住民に身近なところで処理するため、それぞれ総合支所を設置します。

総合支所は、地域協議会と連携し、区域住民福祉の向上に努めるとともに、区域における効率的な行政運営を図るものとします。

《地域自治区における総合支所と地域協議会の組織イメージ》



【参考法令等（条文等抜粋）】

地方自治法（抜粋）

第2条 地方公共団体は、法人とする。

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

(参考)

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

合併協定項目第17号「公共的団体等の取扱い」

【参考資料】 公共的団体等（例示）

種別	小林市	野尻町
総務関係	小林市区長会	野尻町区長会
	小林市交通安全対策協議会	野尻町交通安全対策協議会
	小林市防犯協会	
		野尻町駐在所連絡協議会
社会福祉関係	自衛隊協力会	自衛隊協力会
	小林市社会福祉協議会	野尻町社会福祉協議会
	小林地区更生保護女性会	
	保護司会小林支部	保護司会野尻支部
	小林市遺族協定会	野尻町遺族協定会
	小林市傷痍軍人会	
	小林市献血推進協議会	
	小林市身体障がい者厚生会	野尻町障がい者福祉協議会
	須木区障がい者福祉協議会	
小林市視覚障がい者福祉会		
高齢者福祉関係	小林市老人クラブ連合会	野尻町老人クラブ連合会
	小林市シルバー人材センター	野尻町シルバー人材センター
商工観光関係	小林市商工会議所	野尻町商工会
	小林市観光協会	野尻町観光協会
	まつり小林実行委員会	のじり湖祭実行委員会
	すきむらほせ祭り実行委員会	メロンフェア実行委員会
	こばやし冬祭り実行委員会	六月灯保存会
	生駒高原音楽祭実行委員会	野尻町イルミネーション協議会
	ザ・ウォーキング大会実行委員会	
	まきばの桜まつり実行委員会	
	すきむらんど振興協会	
	小林市商店街連合会	
	小林市畜産振興会連合会	野尻町畜産振興会
	小林市自衛防疫推進協議会	野尻町自衛防疫推進協議会
小林地区酪農ヘルパー利用組合	小林地区酪農ヘルパー利用組合	
西諸県地区自衛防疫推進協議会	西諸県地区自衛防疫推進協議会	
西諸市郡乳用牛群改良検定組合	西諸市郡乳用牛群改良検定組合	
西諸県地域家畜損害防止対策協議会	西諸県地域家畜損害防止対策協議会	
小林受精卵移植推進協議会	野尻町受精卵移植推進協議会	
小林市和牛ヘルパー組合	野尻町和牛ヘルパー利用組合	
小林市除角推進協議会	野尻町和牛振興会	
西諸牛消費拡大推進協議会	野尻支所肥育部会	
農畜産物消費拡大推進協議会	野尻町酪農振興会	
みやざき地頭鶏普及促進協議会	野尻町有機センター加入者協議会	
小林市バイオマス利活用推進協議会	野尻町家畜商組合	
	野尻町削蹄師会	
小林高原野尻漁業協同組合	小林高原野尻漁業協同組合	
須木漁業協同組合		
耕地関係	小林市環境情報協議会	野尻町野尻原土地改良区
	小林市畑地かんがい事業推進協議会	野尻町漆野原土地改良区
	小林市二原土地改良区	野尻町大萩土地改良区
	小林市出之山土地改良区	野尻町紙屋第一土地改良区
	小林市保楊枝原土地改良区	野尻町紙屋第二土地改良区
	小林市宝光院土地改良区	野尻町佐土原八所土地改良区
	小林市長者井堰土地改良区	
	小林市竹山夷守土地改良区	
	小林市堤土地改良区	
	小林市大丸土地改良区	
	小林市牟田原土地改良区	
	小林市黒沢津土地改良区	
	小林市市谷土地改良区	
	小林市平川土地改良区	
	小林市巢ノ浦土地改良区	
	小林市山中土地改良区	
	小林市千歳・環野土地改良区	
小林市土地改良区合同事務所		
文教関係	小林市体育指導委員協議会	野尻町体育指導委員協議会
	小林市文化連盟	野尻町文化連盟
	小林市青年団協議会	野尻町青年団協議会
	小林市郷土芸能保存会連合会	野尻町郷土芸能保存会
	小林市地域婦人連絡協議会	野尻町地域婦人連絡協議会
	小林市文化財愛護少年団	野尻町文化財愛護少年団
	小林市子ども会育成連絡協議会	野尻町子ども会育成連絡協議会
	小林市体育協会	野尻町体育協会
	小林市自治公民館連絡協議会	野尻町自治公民館連絡協議会
	小林市PTA協議会	野尻町PTA協議会

「公共的団体等」とは

- (1) 公共的団体等とは、農業協同組合・森林組合等の協同組合、商工会・商工会議所等の産業経済団体、青年団・婦人会等の地域活動団体や社会福祉協議会など、公共的活動を営む団体はすべて含まれ、法人たると否とを問わないとされている。
- (2) 合併特例法（市町村の合併の特例等に関する法律）では、合併関係市町村の区域内の公共的団体等に対して、新市の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努力義務を課している。
- (3) 地方自治法では、「地方公共団体の長は、地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定されている。
- (4) 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会等については、別途（農業協同組合合併助成法、商工会法、社会福祉法等）法律の定めがある。
- (5) 以上のことを踏まえ、公共的団体等については、市町村合併に際して、新市として一体感を醸成する観点から、統合整備されることが理想であるため、複数の関係市町村で共通の目的を有する団体については、できる限り合併時の統合整備等に向けて調整に努めるものとする。

参考法令（条文抜粋）

市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

（国、都道府県等の協力等）

第65条（略）

2～6（略）

7 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

地方自治法（抜粋）

（公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

～（略）

農業協同組合合併助成法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる農業協同組合を広範に育成して農民の協同組織の健全な発展に資するため、農業協同組合の合併についての援助、合併に係る農業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、農業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。

商工会議所法（抜粋）

（地区）

第8条 商工会議所の地区は、市（都の区のある地域においては、そのすべての区を合わせたもの。以下同じ。）の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は市と市町村若しくは町と町村を合わせたものの区域とすることができる。

2、3 （略）

4 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会議所の地区を変更するための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散し、若しくは合併するまでの間は、前条第1項から第3項までの規定は適用しない。

商工会法（抜粋）

（地区）

第7条 商工会の地区は、1の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、1の市又は2以上の市町村の区域とすることができる。

2 （略）

3 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会の地区を変更するための定款の変更をし、又はその商工会が解散

し、若しくは合併するまでの間は、前条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- （1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （4）前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6 （略）

【別紙3】(第20号関係) 町名・字名一覧表

区分	現在の表示	新市の表示
小林市	[小林地区]	[小林地区]
	小林市大字細野〇〇番地	小林市細野〇〇番地
	小林市大字堤〇〇番地	小林市堤〇〇番地
	小林市大字水流迫〇〇番地	小林市水流迫〇〇番地
	小林市大字真方〇〇番地	小林市真方〇〇番地
	小林市大字東方〇〇番地	小林市東方〇〇番地
	小林市大字北西方〇〇番地	小林市北西方〇〇番地
	小林市大字南西方〇〇番地	小林市南西方〇〇番地
	小林市本町〇〇番地	小林市本町〇〇番地
	[須木地区]	[須木地区]
	小林市須木大字下田〇〇番地	小林市須木下田〇〇番地
	小林市須木大字中原〇〇番地	小林市須木中原〇〇番地
	小林市須木大字内山〇〇番地	小林市須木内山〇〇番地
	小林市須木大字奈佐木〇〇番地	小林市須木奈佐木〇〇番地
	小林市須木大字鳥田町〇〇番地	小林市須木鳥田町〇〇番地
野尻町	西諸県郡野尻町大字紙屋〇〇番地	小林市野尻町紙屋〇〇番地
	西諸県郡野尻町大字三ヶ野山〇〇番地	小林市野尻町三ヶ野山〇〇番地
	西諸県郡野尻町大字東麓〇〇番地	小林市野尻町東麓〇〇番地

【参考資料】

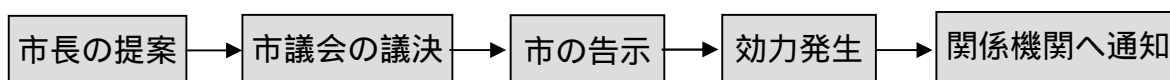
1. 概要

市町村の区域の一定の区域を町または字といますが、字は町村の中の一定の区域をいうとされています。合併の際に、町(字)の区域の設定もしくは廃止、又は町(字)の区域もしくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第 260 条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを決め、県知事に届け出ることが必要です。

事前に、合併関係市町村の間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが必要となりますが、町・字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみこんだ、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併に際しても従来どおり存続させることが多くなっています。

ただし、合併関係市町村の間で同じ名称の町名・字名がある場合には、住民登録、登記、郵便等住民生活に大きな影響を及ぼすため、その調整が必要となります。

2. 変更手続き



町・字の区域及び名称の変更手続きは、新市において行うこととなりますが、この手続きのとおりに行くと、合併と同時に施行させることができません。新市の発足時には新市の名称だけが変更され、その後に町・字の区域及び名称が変更されることとなるため、それまでは同一の町名・字名が複数存在することもあり、住民に混乱をもたらすこととなります。

このため実際の手続きは、合併の日には新市の長又は職務執行者が合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で告示することにより変更の効力を発生させます。その後、新市の初議会で専決処分したことの承認を求めることとなります。

しかし、編入合併の場合には、事前に、編入する市町村長が当該市町村議会の議決を経て、決定処分及び告示をすることが可能です。その場合には、次の点に注意しなければなりません。

合併の議決後に、町・字区域の変更の議決を行うこと。

合併と町・字区域の変更等の効力発生日は、それぞれの議案に「平成 年 月 日」と記載する等、同一の日を特定すること。

市長の決定処分及び告示(町・字区域の変更)は、総務大臣の告示(合併)以後、効力発生日までの間に行われること。

3 . 先進事例（編入合併・地域自治組織設置）

新潟市

黒崎町の町・字名については、黒崎町の意向を尊重する。

ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにする。

潮来市

潮来町及び牛堀町の字の区域及び名称は、現行のとおりとする。

大船渡市

三陸町の区域の大字は、「三陸町綾里」、「三陸町越喜来」、「三陸町吉浜」とし、大字は表示しないこととする。

沼津市

両市村の町及び字の区域及び名称は、現行のとおりとする。

静岡市

蒲原町の町・字名は、原則として現行のとおりとする。

ただし、合併に際し、蒲原町の町・字名の変更が必要となった場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。

気仙沼市

町・字の区域及び名称については、現行のとおりとする。

なお、本吉町の区域の住居表示については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 25 条の規定により、現行の字名の前に地域自治区の名称「本吉町（もとよしちょう）」を冠する。

本吉町の区域における地域自治区設置期間終了後の町名・字名の取扱いについては、現行の字名の前に「本吉町（もとよしちょう）」を付する。

島田市

町名・字名については、島田市は現行のとおりとし、川根町は、合併時に現在の字名に「川根町」を冠するものとする。

日向市

日向市は、現行のとおりとする。

東郷町区域は、東郷町名に大字名を加えて、「大字」を表記しない町名に変更する。

宮崎市

清武町の住所の表示は、合併特例区の名称を冠する。

また、「清武町大字 」は、単に「清武町 」とする。

4.住所変更手続き

手続きの必要が無いもの

住民票、戸籍、印鑑登録証、国民健康保険証、国民年金手帳、不動産登記簿の所在、自動車検査証、自動車運転免許証、旅券（パスポート）等

【住民票、戸籍】

- ・新市において職権により変更するので、合併時において、変更手続きを行う必要はない。

【不動産（土地・建物）登記簿の所在（表題部）】

- ・不動産（土地・建物）登記簿の所在は、合併後、「新市・町名」に法務局で職権により変更するので、手続きは必要ない。

【不動産登記簿に登録された所有者、抵当権者及び仮登記権利者等の住所（甲区・乙区）】

- ・合併により所有権者等の住所が新市町村名に変更になるが、合併前の市町村名を合併後の新市町村名として取り扱う「みなし規定」が不動産登記法第 59 条に規定されているので、変更登記の手続きは特に必要はない。

【運転免許証の本籍及び住所】

- ・免許更新時に変更するので、合併時において変更手続きを行う必要はない。なお、更新前に変更を希望する場合は、申請により変更できる。

【預金通帳】

- ・普通預金通帳、定期預金証書及び国債、投資信託等の証券取引は住所変更等の手続きは必要ない。

手続きが必要なもの

外国人登録証、身体障害者手帳、質屋営業、風俗営業、建設業などの許可を受けている方の住所

手続きが必要となる場合があるもの

【当座預金、融資取引等】

- ・取引の内容によって、手続きが必要となる場合がある。

5 . 関係法令等

地方自治法（抄）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届けなければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

市町村の合併の特例等に関する法律（抄）

（住居表示に関する特例）

第25条 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。第23条第1項の規定により設けられた合併に係る地域自治区の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における同法第2条に規定する住居の表示についても、同様とする。

住居表示に関する法律（抄）

（住居表示の原則）

第2条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20の区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

(1) 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。

(2) 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

住民基本台帳事務処理要領（抄）

第2 住民基本台帳

1 住民票

(2) 記載事項

カ 住民となった年月日（第6号）

同一市町村内（指定都市にあっては、その市）に引き続き住むようになった最初の年月日を記載する。

市町村の廃置分合または境界変更があったときは、その処分前の市町村の区域内に最初に住所を定めた年月日をそのままとし、その処分により修正すべきではない。

キ 住 所

都道府県、郡、市、区（指定都市の区並びに市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併に係る地域自治区」という。））、合併に係る地域自治区の設置期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区、合併特例区及び合併特例区の設置期間の満了に際し当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区をいう。）及び町村の名称並びに市町村の町又は字の区域の名称のほか、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示が実施された区域においては、街区符号及び住居番号を、その他の区域においては地番を記載する。

なお、団地、アパート等の居住者について、上記の記載のみでは住所が明らかでない場合には、アパート名、居室の番号まで記載し、間借人が別個に世帯を設けている場合には「何某（間貸人氏名）方」まで記載する。

また、都道府県、郡、市、区及び町村の名称は、別個に記載することとしても差し支えない。この場合において都道府県の名称は、指定都市等においては省略してもよい。

2 住民票の記載等の手続

(2) 職権に基づく処理

ク 住所の表示の変更があった場合の住民票の処理（第7号）

行政区画、郡、区、市町村内の町もしくは字もしくはこれらの名称の変更、地番の変更または住居表示の実施もしくは変更に伴い住所の表示の変更があったときは、住所の記載の修正をし、その事由「につき職権記載修正」等の例により、その事由を記入し、ならびにその事由の生じた年月日および記載の修正をした年月日を記入する。

戸籍法施行規則（抄）

第45条 行政区画、土地の名称、地番号又は街区符号の変更があったときは、戸籍の記載は、訂正されたものとみなす。ただし、その記載を更正することを妨げない。

第46条 前条の更正をするには、附録第10号様式によって、本籍欄における更正すべき事項の記載を更正しなければならない。

2 行政区画又は土地の名称の記載の更正をする場合には、戸籍簿の表紙に記載した名称を更正し、表紙の裏面にその事由を記載しなければならない。

第80条 市町村の区域の変更があったときは、戸籍及びこれに関する書類は、遅滞なく当該市町村にこれを引き継がなければならない。

2 前項の規定によって、書類の引継を完了したときは、引継を受けた市町村長は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局にその旨を報告しなければならない。

住民基本台帳法施行令

（職権による住民票の記載等）

第12条

2 市町村長は、次に掲げる場合において、第7条から第10条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。

7 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項若しくは同法第4条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があったとき。

行政実例

1 「町若しくは字の区域若しくはその名称を変更」することのうち、「町若しくは字の名称を変更」する。とは、町または字の区域を変更すると同時にその名称を変更する場合も含むものであって、単に従前の町または字の名称を変更する場合に限られない。

市町村の区域内の町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとする場合、当該市町村が指定都市（252条の19第1項）以外の市である場合において、その町若しくは字の名称中に「市区町丁目」のように「区」の文字を使用することはできない。

（昭和26年11月28日地自行発395号）

2 市町村の廃置分合および境界変更の際、字の区域および名称を変更しないで旧町村の区域および名称とする場合には、手続きを要しない。（昭和30年3月30日自丁振発30号）

3 「字」には、いわゆる字のみならず「大字」、「小字」も含むと解されている。

市町村の区域内の一定の区域を「町」というときがあるが、「字」と同様に考えてよい。

(昭和23年 8月 9日自発519号)

4 常用漢字でない字体の取扱い

市町村名及び市町村内の町名又は字名の字体が常用漢字字体表にない従来の字体である場合、常用漢字字体表を用いて書き表すことについては、地方公共団体及び町又は字の名称の変更に該当されないものとされている。

不動産登記その他法令に基づく手続き等を行うにあたり、その名称を常用漢字字体表の字体によって書き表しても法令上有効なものと認められることになっている。

したがって、登記上これを直す必要がある場合には、法務局と相談することになる。

(昭和33年 4月21日付行政局長通知)

《参考資料》

編入合併における調整方針の先進事例

平成20年6月1日現在

県名	新市名	合併期日	調整方針
岡山県	おかやま 岡山市	H19.1.22	新市における憲章及び宣言は、岡山市のものを用いるものとする。ただし、建部町及び瀬戸町の町民憲章及び宣言については、各々の地区において継承していくものとする。 新市における「市章」、「市花」、「市木」、「市花木」については、岡山市のものを用いるものとする。ただし、建部町及び瀬戸町の花、木、鳥については、各々の地区において継承していくものとする。
埼玉県	くまがや 熊谷市	H19.2.13	市章、市のシンボルマーク、市の花・市の木・市の鳥については、熊谷市の例による。 表彰制度については、熊谷市の例による。ただし、江南町名誉町民は、熊谷市に引き継ぐ。
神奈川県	さがみはら 相模原市	H19.3.11	市章は、相模原市のものに統合する。 市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により改定の必要があるものについては、新市において検討する。 市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものなどについては、新市において新たな制定、修正等を検討する。
栃木県	うつのみや 宇都宮市	H19.3.31	宇都宮市の制度に統一する。なお、各町の慣行については、各地域において引き続き継承する。
宮崎県	のべおか 延岡市	H19.3.31	市民憲章及び市章は、延岡市の制度に統一する。ただし、北川町の町民憲章及び町章については、北川町の地域の憲章及びシンボルとして継承していく。 市の歌、花、木、花木は、延岡市の制度に統一する。鳥、魚については、合併後、新市において定める。 北川町の歌については、地域の愛唱歌として伝承していく。 また、北川町の花、木、鳥については、北川町の地域の推奨の花、木、鳥として伝承していく。
佐賀県	さが 佐賀市	H19.10.1	市町章、市町花・木、市町民憲章、市町歌は、佐賀市に合わせる。
高知県	こうち 高知市	H20.1.1	新市における紋章及び市民の木・花、市の鳥並びに市歌は、高知市のものを用いる。 新市における憲章及び宣言等は、高知市のものを用いる。
愛知県	とよかわ 豊川市	H20.1.15	市章、市民憲章、市の木・花、宣言は、豊川市の例による。
静岡県	しまだ 島田市	H20.4.1	編入合併により島田市の法人格は継続することから、基本的に島田市の例により取り扱う。

協議第17号

保健・医療関係（医療）について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(9)保健・医療関係（医療）」について、別紙のとおり提案する。

平成20年12月24日提出

平成20年12月24日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

協定項目	第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(9)保健・医療関係(医療)」
------	-------------------------------------

1. 病院の名称等について

住民の健康増進と福祉充実のため、地域に密着した医療施設として位置付け、小林市立市民病院(新たな名称に変更予定)として現行のまま新市に引き継ぐ。

2. 病院施設の改築状況について

小林市の計画を進め、現行のまま新市に引き継ぐ。

3. 診療所について

西小林診療所、須木診療所、須木歯科診療所、内山へき地診療所については、地域医療の確保のため、現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第18号

新市基本計画（素案）について

新市基本計画（素案）について、別添のとおり提案する。

平成20年12月24日提出

平成20年12月24日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

確認事項

第3回小林市・野尻町合併協議会開催について

日 時：平成21年1月8日（木） 午後1時30分～

場 所：小林市中央公民館大ホール

小林市・野尻町合併協議会合併協定書調印式について

日 時：平成21年1月21日（水） 午後2時30分～

場 所：小林市文化会館小ホール

第4回小林市・野尻町合併協議会開催について

日 時：平成21年3月26日（木） 午後1時30分～

場 所：野尻町農村環境改善センターホール